



# 山形県公報

平成29年4月14日(金)  
第2836号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政改革課) ……421
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……422
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……423
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……424
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(同) ……425
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……426
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……427
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……428
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……429
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……430
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………431

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……436
- 同……………(河北病院) ……437

## 告 示

### 山形県告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
 なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成30年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成29年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 伊藤 明彦  
住所 山形市寿町17番1号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

**山形県告示第303号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する区域  
鶴岡市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

**山形県告示第304号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社松与	通所介護 八重櫻 酒田市牧曾根字宮ノ越92番地3	通 所 介 護	平成29. 3. 28

**山形県告示第305号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社松与	通所介護 八重櫻 酒田市牧曾根字宮ノ越92番地3	介護予防通所介護	平成29. 3. 28

**山形県告示第306号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療生活協同組合やまがた	協立デイサービスふたば 鶴岡市双葉町13番45号	通所介護	平成29. 3. 31
医療法人社団山形愛心会	在宅21くしびき 鶴岡市黒川字宮の下15番 1	通所介護	同

**山形県告示第307号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療生活協同組合やまがた	協立デイサービスふたば 鶴岡市双葉町13番45号	介護予防通所介護	平成29. 3. 31
医療法人社団山形愛心会	在宅21くしびき 鶴岡市黒川字宮の下15番 1	介護予防通所介護	同

**山形県告示第308号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番 3
- 3 認可年月日  
平成29年4月6日

**山形県告示第309号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 貝 全 健	南陽市櫛塚1511番地
同	鈴 木 吉 宏	東置賜郡高畠町大字亀岡3607番地の 1
同	長 谷 部 福 太 郎	米沢市六郷町西藤泉634番地
同	安 部 慎 一 郎	同 窪田町窪田1526番地

同	鈴木義郎	南陽市宮崎861番地
同	中川誠一郎	東置賜郡高畠町大字泉岡161番地
同	遠藤講吉	同 川西町大字尾長島4241番地の1
同	黒田眞幸	米沢市大字上新田947番地
同	近野誠	東置賜郡高畠町大字竹森483番地
同	江口益美	米沢市塩井町塩野3254番地
同	寒河江利廣	東置賜郡川西町大字洲島2933番地の2
同	戸田忠雄	同 高山73番地
同	齋藤富雄	同 時田1410番地
同	伊藤邦彦	南陽市梨郷886番地
同	安部輝雄	米沢市大字李山8662番地
同	青野正明	東置賜郡高畠町大字佐沢980番地
同	我妻武宣	同 福沢800番地
監事	浅深清市	米沢市大字長手2335番地
同	山木博一	東置賜郡高畠町大字亀岡3950番地
同	寒河江繁一	同 川西町大字堀金2243番地

## 山形県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	佐貝全健	南陽市櫛塚1511番地
同	長谷部福太郎	米沢市六郷町西藤泉634番地
同	我妻武宣	東置賜郡高畠町大字福沢800番地
同	江口益美	米沢市塩井町塩野3254番地

同	寒 河 江 利 廣	東置賜郡川西町大字洲島2933番地の2
同	戸 田 忠 雄	同 高山73番地
同	島 軒 隆 一	米沢市大字長手317番地
同	大 友 学	東置賜郡川西町大字尾長島1961番地
同	中 川 誠 一 郎	同 高畠町大字泉岡161番地
同	鈴 木 義 郎	南陽市宮崎861番地
同	内 藤 和 典	米沢市窪田町窪田2212番地
同	二 宮 啓 一	同 古志田町2219番地
同	山 木 義 厚	東置賜郡高畠町大字亀岡3627番地
同	木 村 明 男	同 竹森453番地の1
同	山 田 文 則	同 下和田1581番地
監 事	寒 河 江 繁 一	同 川西町大字堀金2243番地
同	我 妻 孝 一	米沢市大字長手1325番地の1
同	黒 澤 章	南陽市中ノ目696番地

## 山形県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	土 屋 広 美	南陽市川樋1779番地
同	武 田 伸 治	同 2012番地
同	朝 倉 寿 彦	同 1979番地
同	松 田 堅 一	同 1946番地
同	鈴 木 宗 一	同 3337番地の2
監 事	風 間 正 弘	同 新田632番地

同	山田好美	同 川樋2035番地の1
---	------	--------------

## 山形県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	鈴木正徳	南陽市新田594番地
同	土屋広美	同 川樋1779番地
同	佐藤和彦	同 赤湯1908番地の1
同	佐藤順一	同 川樋2024番地
同	本木健一	同 2053番地
監事	朝倉寿彦	同 1979番地
同	山村忠志	同 元中山1549番地

## 山形県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	渡部敏美	鶴岡市黒川字上の山89番地
同	菅原智	同 馬渡字道東192番地
同	今野清治	同 東荒屋字小島271番地
同	菅原松男	同 勝福寺字中通194番地
同	斎藤悌一	同 高坂字楯ノ下61番地
同	佐藤強	同 中京田乙46番地
同	五十嵐憲一	同 豊田乙36番地

同	佐 藤 一 眞	同 矢馳甲 6 番地
同	佐 藤 俊 介	東田川郡三川町大字神花字天神堂19番地
同	高 橋 好 博	鶴岡市和名川字北野38番地
同	佐 藤 満 義	同 羽黒町石野新田字中川原 4 番地
同	志 田 敏 朗	東田川郡三川町大字横内字西上田元18番地
同	成 田 光 雄	同 押切新田字対馬39番地
同	渋 谷 克 正	酒田市広野字下中村86番地
同	難 波 尚	鶴岡市西目丙50番地
同	本 間 松 弥	同 菱津い117番地
監 事	五 十 嵐 武 光	酒田市坂野辺新田丙98番地の 6
同	宮 野 宏	鶴岡市馬町字宮ノ腰148番地
同	渡 部 賢 一	同 西片屋字楯村38番地
同	菅 原 多 喜 雄	同 田代字広瀬138番地

山形県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 原 智	鶴岡市馬渡字道東192番地
同	五 十 嵐 久	同 越中山字村田74番地
同	今 野 清 治	同 東荒屋字小島271番地
同	大 瀧 敦	同 青龍寺字北内26番地
同	菅 原 光 弥	同 伊勢横内字前川原14番地
同	佐 藤 一 眞	同 矢馳甲 6 番地
同	五 十 嵐 憲 一	同 豊田乙36番地

同	三浦浩司	同 平田戊27番地
同	佐藤俊介	東田川郡三川町大字神花字天神堂19番地
同	高橋好博	鶴岡市和名川字北野38番地
同	佐藤満義	同 羽黒町石野新田字中川原4番地
同	成田光雄	東田川郡三川町大字押切新田字対馬39番地
同	志田敏朗	同 横内字西上田元18番地
同	渋谷克正	酒田市広野字下中村86番地
同	難波尚	鶴岡市西目丙50番地
同	本間松弥	同 菱津い117番地
監事	渡部賢一	同 西片屋字楯村38番地
同	宮野宏	同 馬町字宮ノ腰148番地
同	上野芳彦	同 黒川字楯30番地
同	五十嵐武光	酒田市坂野辺新田丙98番地の6

**山形県告示第315号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日  
平成29年3月28日

**山形県告示第316号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市及び上山市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成29年6月6日から平成30年3月31日まで
- 3 作業の種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

### 山形県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡舟形町長者原
- 2 公共測量を実施した期間  
平成28年9月28日から平成29年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

### 山形県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・2・5号旅籠町八日町線及び3・2・7号十日町双葉町線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 山形市十日町四丁目及び香澄町三丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成29年4月14日から平成36年3月31日まで

### 山形県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹野浦-2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

### 山形県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹野浦－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹野浦－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹野浦－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第323号

次の開発行為は、完了した。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年12月8日 指令村総建第244号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市緑町119番2、120番、120番1、120番2、121番、124番6、125番、126番、126番1、127番3、127番4、124番6先、126番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市大字柴橋1454番地10 株式会社サト一住販

**教育委員会関係****訓 令****山形県教育委員会訓令第6号**

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月14日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

**山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令**

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「職員を」を「所属職員を」に改め、「当該職員の勤務成績を判定のうえ」を削り、同項ただし書を削る。

第12条第1項中「職員を」を「所属職員を」に改め、「昇給日前1年間における当該職員の勤務成績について」及び「の前月の20日現在で判定のうえ、昇給月」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「第39条後段又は第40条第1項第3号若しくは第3項後段」を「第40条第7項」に改め、「職員（）」を「所属職員（）」に改める。

第13条の2第1項中「職員」を「所属職員」に改め、同項ただし書を削る。

第31条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより報告しなければならない。

- (1) 育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業又は配偶者同行休業を承認した場合
- (2) 育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業又は配偶者同行休業の期間の延長を承認した場合
- (3) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認を受けた職員が当該承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合
- (4) 育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより当該承認を受けた職員の育児短時間勤務が終了した場合
- (5) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせた場合又は当該短時間勤務が終了した場合

7 所属長は、部分休業又は修学部分休業を承認した場合は、別に定めるところにより報告しなければならない。  
別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号

年 月 日付昇格の勤務成績調書

⑧			所 属								
職 名	氏 名	期 間	勤 務 成 績 の 評 価						懲 戒 処 分	作 成 者 の 意 見	備 考
			能 力 ・ 姿 勢 評 価		業 績 評 価						
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									

職 氏 名 ⑨

(注) 昇格の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、昇格させようとする日以前における給与規則第25条第2項第2号イに規定する能力に関する評価（以下「能力・姿勢評価」という。）及び同号に規定する業績に関する評価（以下「業績評価」という。）のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価及び当該能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の期間を「28. 10. 1から 30. 9. 30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務成績の評価」欄には、1の期間中の勤務成績を次のとおり記入すること。
  - (1) 「能力・姿勢評価」欄には、昇格させようとする日以前における能力・姿勢評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
  - (2) 「業績評価」欄には、昇格させようとする日以前における業績評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
- 3 「懲戒処分」欄には、昇格させようとする日以前1年以内に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28. 10. 1～29. 3. 31 停職」のように記入すること。
- 4 「作成者の意見」欄には、当該職員の勤務成績を総合的に勘案するほか、部内職員との均衡等を十分考慮して昇格させることが適当かどうかについての意見を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を簡潔に記入すること。
- 6 職氏名⑨は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第14号中「通知します。なお」を削る。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号

年 月 日付昇給の勤務成績調書

⑥			所 属														
職名	氏名	期間	勤務しなかつた期間			備考	勤務成績の評価		上位 適用	昇 給 区 分							
			休職、病气特別休暇、 結核要療養休暇等	欠勤	計		能力・ 姿勢評価	業績評価		A	B	C	D	E			
		から まで	から まで	日	日	日											
		から まで	から まで	日	日	日											
		から まで	から まで	日	日	日											
		から まで	から まで	日	日	日											
		から まで	から まで	日	日	日											
		から まで	から まで	日	日	日											

職 氏名 ⑥

(注) 昇給の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、評価終了日（給与規則第38条に規定する評価終了日をいう。以下同じ。）以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から評価終了日までの期間）を「28.10.1から29.9.30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務しなかつた期間」欄
  - (1) 「休職、病气特別休暇、結核要療養休暇等」欄には、1の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。
    - イ 休職の日数（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。）
    - ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数
    - ハ 結核要療養休暇の日数
    - ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数（7時間45分をもつて1日とし、端数は切り捨てる。以下(2)に規定する日数について同じ。）
    - ホ 自己啓発等休業の日数
    - ヘ 配偶者同行休業の日数
  - (2) 「欠勤」欄には、1の期間における給与条例第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。
  - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。
- 3 「備考」欄には、1の期間中又は評価終了日の翌日から昇給日の前日までの期間に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。
- 4 「勤務成績の評価」欄には、1の期間における能力・姿勢評価及び業績評価の総合評価を記入すること。なお、「業績評価」欄には、業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。

5 「上位適用」欄には、4の勤務成績の評価により決定される昇給区分より上位の昇給区分を適用する場合に「○」を記入すること。

6 「昇給区分」欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める欄に「○」を記入すること。

- (1) 給与規則第40条第1項第1号の規定に該当する職員 「A」欄
- (2) 給与規則第40条第1項第2号の規定に該当する職員 「B」欄
- (3) 給与規則第40条第1項第3号の規定に該当する職員 「C」欄
- (4) 給与規則第40条第1項第4号の規定に該当する職員 「D」欄
- (5) 給与規則第40条第1項第5号の規定に該当する職員 「E」欄

7 職氏名@は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第18号中「通知します。なお」を削る。

別記様式第18号の2に注書として次のように加える。

(注) 勤勉手当の成績率区分を特に良好に該当させようとする場合は、対象となる職員の職氏名を記入の上、内申すること。

別記様式第21号中

	調 整	発 令 級 号 給				
※次期昇給日の予定	調整期間		合 算 期 間		調 整 数	を
	勤務期間					
	調整数の合計		発 令 級 号 給			

	調 整	発 令 級 号 給					に改め、同様式
--	-----	--------------	--	--	--	--	---------

の注書第3項中「一の昇給日から次の昇給日の前日まで」を「評価終了日以前1年間」に改め、同注書第4項中「給与規則第39条に規定する昇給、給与規則第42条若しくは第43条」を「給与条例第6条第1項」に改める。

別記様式第22号を次のように改める。



## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油、灯油及びガソリン（レギュラー）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成29年4月26日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

- イ A重油 66,000リットル
- ロ 灯油（大型タンクローリー車納入分） 430,000リットル
- ハ 灯油（中型タンクローリー車納入分） 134,000リットル
- ニ 灯油（ドラム缶納入分） 13,000リットル
- ホ ガソリン（レギュラー）（大型タンクローリー車納入分） 28,000リットル

#### (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

#### (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成30年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。

#### (4) 納入場所 仕様書による。

#### (5) 入札方法 (1)のイからホまでごとの1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイからホまでごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年4月21日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
  - (2) この契約における平成29年6月納入分以降の契約金額は、仕様書に定めるところにより変動するものとする。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
    - ① A Fuel Oil 66,000l
    - ② Kerosene(Large-sized tanker vehicle) 430,000l
    - ③ Kerosene(Medium-sized tanker vehicle) 134,000l
    - ④ Kerosene(Drum) 13,000l
    - ⑤ Unleaded Gasoline(Large-sized tanker vehicle) 28,000l
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 26, 2017
  - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム更新等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月14日

山形県立河北病院長 多 田 敏 彦

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 小会議室
  - (2) 日 時 平成29年5月24日（水） 午前11時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム更新等業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年9月30日まで
  - (4) 履行場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
  - (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
  - (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
  - (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (8) 過去3年以内に180床以上ある2以上の医療機関において、本業務と同等の業務を受託した実績があること。
  - (9) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営相談課 電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては入札説明書に記載した提出書類を平成29年4月21日（金）正午までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）正午までに山形県立河北病院医事経営相談課に提出するとともに、併せて入札説明書に記載した提出書類を提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Renewal maintenance business of medical information system of the Yamagata Prefectural Kahoku hospital: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 24, 2017
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237 (73) 3131

平成29年4月14日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年4月14日発行 発行人 山形県